

規 則

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十五号

埼玉県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県健康増進法施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

栄 養 管 理 指 導 票

年 月 日

様

所属
氏名

㊦

健康増進法第18条第1項第2号の規定により、給食の状況について次のとおり指導します。

指 導 項 目 及 び 内 容	評 価
1 管理栄養士・栄養士の配置	10点
2 栄養管理	20点
3 給食管理	20点
4 衛生管理	20点
5 栄養指導	20点
6 肥満及び痩せである者の割合の改善	10点

上記の指導を受けました。

施設担当者氏名（ ）

「[㊦]」に改め、「[㊧]」を削り、
様式第四号中「設置者の住所」を「設置者の住所」

施設の所在地	電話番号
--------	------

を

施設の所在地	〒 電話番号
変更年月日	年 月 日

に

改める。

「[㊦]」に改め、「[㊧]」を削り、
様式第五号中「設置者の住所」を「設置者の住所」

電話番号	〒
------	---

を

に改める。

電話番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第二号から様式第五号までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。